【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月10日
【会社名】	株式会社イーピーミント
【英訳名】	EP-Mint Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　安藤　秀高
【本店の所在の場所】	東京都文京区大塚二丁目９番３号
【電話番号】	（０３）５３１９－３５３０
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　堀内　栄二
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区大塚二丁目９番３号
【電話番号】	（０３）５３１９－３５３０
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　堀内　栄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成26年10月10日開催の取締役会において、イーピーエス株式会社（以下「イーピーエス」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

１．本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イーピーエス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区津久戸町１番８号
代表者の氏名	代表取締役会長　　厳　浩 代表取締役社長　　田代　伸郎
資本金の額 （平成25年９月30日現在）	1,875百万円
純資産の額 （平成25年９月30日現在）	（連結）20,060百万円 （単体）15,435百万円
総資産の額 （平成25年９月30日現在）	（連結）30,323百万円 （単体）23,908百万円
事業の内容	医薬品開発受託サービス

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（連結）　　（単位：百万円）

事業年度	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期
売上高	32,040	35,202	37,584
営業利益	4,803	5,174	3,497
経常利益	4,790	5,091	3,540
当期純利益	2,170	2,207	1,709

（単体）　　（単位：百万円）

事業年度	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期
売上高	18,301	20,752	21,417
営業利益	3,672	3,660	3,052
経常利益	3,803	3,751	3,269
当期純利益	1,938	2,244	2,050

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
有限会社ワイ・アンド・ジー	26.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.83%
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	5.96%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	3.61%
住友生命保険相互会社	3.32%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	イーピーエスは、当社の発行済株式数の53.2%（2,045,000株）の株式を保有しており、親会社に該当します。
人的関係	イーピーエスの代表取締役である田代伸郎は、当社の取締役を兼任しております。
取引関係	イーピーエスは、当社より資金の借入を行っております。また、当社は、イーピーエスよりＳＭＯ事業の受託を行っております。

２．本株式交換の目的

イーピーエスは、平成３年の設立以来、ＣＲＯ※1のリーディングカンパニーとして事業規模を拡大してきました。臨床試験の個別業務に留まらず、企画から薬事申請までの一貫したサービスを提供しています。

また、イーピーエスグループは、医薬品や医療機器の開発を取り巻く経営環境が変化する中で、「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」を基本理念とする経営理念を定め、国内においては、ＣＲＯ事業、ＳＭＯ※2事業及びＣＳＯ※3事業を展開しており、海外においては、臨床試験に係るGlobal Research事業※4及び益新事業※5を展開しております。

一方、当社は、平成11年にイーピーエスの連結子会社として設立され、ＳＭＯとして医療機関が実施する「治験」に係る業務を、適正かつ円滑に進められるようサポートすることを使命としています。疾患領域では、特に癌・循環器系・脳神経外科等の高難易度領域に強く、高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病領域も数多く手掛けており、顧客から信頼され、選ばれるパートナーを目指して成長しております。優良な医療機関との提携拡大及び治験実施体制の整備、プロジェクト管理体制の強化、提案型営業の全面展開等の営業体制の強化を図ることにより業績の拡大に努めてまいりました。

近年、医薬品業界におきましては、新薬創出の困難な状況や、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む中、厳しい事業環境が継続しております。製薬企業は、研究開発費の増大や主力製品の特許切れ等の環境の下、組織体制の最適化を図り、医薬品開発の迅速化と効率化を目指して、アウトソーシングを加速する傾向にあります。

イーピーエスにおいては、グループ全体の経営体制について、今期を「グループ経営元年」として、各事業セグメントにおける自主経営の推進、権限と責任の明確化及びバックアップ体制の拡充を図るべく、適切なグループ運営体制に関する検討を進めており、イーピーエスは、平成26年６月23日に「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立に関するお知らせ」において公表しましたとおり、持株会社体制へ移行する方針であります。この方針決定を受けて、イーピーエスでは、経営資源の最適化、持続的な成長を可能とするグループ体制のあり方について議論を重ねてまいりました。その中で、顧客である製薬企業等における医薬品開発支援に係る高まる要求に応えていくためには、ＣＲＯ及びＳＭＯ相互の独立性を確保しつつ、グループが一体となったサービスの創出及び提供が必要であり、その実現のためにはグループが持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な協業体制構築が必要と捉え、イーピーエスによる当社の完全子会社化が最適と判断し、平成26年８月に、イーピーエスから、株式交換による当社の完全子会社化を申し入れました。

当社においては、経営体制及び財務基盤の強化、社会的認知の拡大による事業上の信頼性向上、そして何よりも知名度や信頼性向上によって優秀な人材の確保が促進されることを目的として株式の上場が極めて有効であると判断し、平成23年９月16日に大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場（現東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場）に上場いたしました。平成11年の設立後現在までＳＭＯとしての独立性を確保し、上場後現在まで継続的に各種施策に取り組むことで、上記株式上場に期待した事項が一定の成果を上げてまいりました。

また、顧客である製薬企業等においては、医薬品開発支援に係る品質のみならず、価格やスピードの面からも更なる高い要求を求められ一層厳しさを増しており、臨床試験のスピードの向上、効率化を図るため、ＣＲＯ及びＳＭＯ相互の独立性を確保しつつ総合的な管理を望む声が高まってきております。

当社としては、株式上場に期待した上記事項が一定の成果を上げた現況を受け、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに報いるよう更なる企業価値の向上を図るためには、非上場化によりＣＲＯ事業会社をはじめグループが一体となった顧客ニーズに合わせたサービスの創出及び提供を進め、グループが持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な協業体制構築が必要と捉えており、イーピーエスとの認識が共通した次第であります。

このたびのイーピーエスによる当社の完全子会社化の申し入れを踏まえて、今後の両社のあり方について真摯に協議を重ねた結果、株式交換による当社の完全子会社化が両社にとって最適と判断し、本日、本株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。

イーピーエスグループは、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図り、今回の完全子会社化によりイーピーエスの株式を保有することとなる当社の株主の皆様を含め、イーピーエスのすべての株主様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

※に関する注記

※１：ＣＲＯ：Contract Research Organizationの略語で、開発業務受託機関のことです。製薬会社等が行う臨床試験の運営及び管理に係る各種業務を製薬会社等から受託する組織（又は個人）です。

※２：ＳＭＯ：Site Management Organizationの略語で、治験施設支援機関のことです。医療機関が行う臨床試験の実施に係る業務の一部を医療機関から受託する組織（又は個人）です。

※３：ＣＳＯ：Contract Sales Organizationの略語で、医薬品営業業務受託機関のことです。製薬企業に代り、営業・マーケティング業務を受託又は代行する個人又は組織・団体で、ＭＲ（医薬情報担当者）が医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する業務を製薬会社等から受託する組織（又は個人）です。

※４：Global Research事業：海外における臨床試験に係る事業です。中国、香港、台湾、韓国、シンガポールなどでＣＲＯ事業を展開しています。

※５：益新事業：日中間のヘルスケア分野における専門商社として、医療機器事業、医薬品事業、周辺サポート事業の３つの事業で構成されています。医薬医療企業とプロジェクト推進のための日中間の架け橋として、事業開発に関する総合的な市場調査サービスを行うコンサルティング業務など、今後も中国市場で培ったネットワークを活かして、日中企業双方のニーズに応えていきます。

３．本株式交換の方式、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方式

本株式交換の方式は、イーピーエスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、イーピーエスについては、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、イーピーエスの株主総会の承認を受けずに、当社については、平成26年12月18日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年１月１日を効力発生日として行われる予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	イーピーエス （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る交換比率	1	1.26
本株式交換により発行する新株式数	普通株式2,266,113株（予定）	

（注１）　株式の割当比率

当社の普通株式１株に対して、イーピーエスの普通株式1.26株を割当て交付いたします。ただし、イーピーエスが所有する当社の普通株式2,045,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２）　本株式交換により交付する株式数

イーピーエスは、本株式交換に際して、イーピーエスが当社の発行済株式（イーピーエスが所有する当社の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（イーピーエスを除きます。）に対し、その所有する当社の普通株式１株につき、イーピーエスが新たに発行する普通株式1.26株を割当て交付します。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

本株式交換によりイーピーエスが発行する新株式数については、当社による自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

（注３）　単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、イーピーエスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。
なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）
会社法第192条第１項の規定に基づき、イーピーエスに対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
会社法第194条第１項及びイーピーエスの定款の規定に基づき、イーピーエスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、イーピーエスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これをイーピーエスから買い増すことができる制度です。
現時点ではイーピーエスは単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、平成26年12月19日に開催予定のイーピーエスの定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件にイーピーエスの単元未満株式の買増制度を新設する予定です。

（注４） １株に満たない端数の取扱い
本株式交換に伴い、イーピーエスの１株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に１に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のイーピーエスの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(3) その他の本株式交換契約の内容

当社とイーピーエスとの間で締結した平成26年10月10日付の本株式交換契約の内容については、次のとおりです。

株式交換契約書

イーピーエス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社イーピーミント（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲　商号：イーピーエス株式会社
　　住所：東京都新宿区津久戸町１番８号
乙　商号：株式会社イーピーミント
　　住所：東京都文京区大塚二丁目９番３号

第３条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に1.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
２．甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、その所有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式1.26株の割合をもって割り当てる。
３．前二項の規定に従い甲が乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金　　０円
(2) 資本準備金　　会社計算規則第39条第２項の規定に従い甲が別途定める額
(3) 利益準備金　　０円

第５条（効力発生日）

１．本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年１月１日とする。ただし、本株式交換の手続の進行等に応じて必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。
２．前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第６条（株式交換契約承認株主総会）

１．甲は、会社法第796条第３項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第１項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第４項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
２．乙は、平成26年12月18日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第１項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第７条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第８条（会社財産の管理）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第９条（剰余金の配当）
１．甲は、平成26年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式１株につき10円、総額357,652,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
２．乙は、平成26年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式１株につき35円、総額134,522,605円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
３．甲及び乙は、前二項に定める場合又は甲及び乙が別途合意した場合を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本契約の変更）
本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）
本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。
(1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する甲の株主により会社法第796条第４項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
(2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
(3) 甲又は乙において、本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

第12条（準拠法）
１．本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
２．本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成26年10月10日

甲　東京都新宿区津久戸町１番８号
イーピーエス株式会社
代表取締役会長　　厳　浩

乙　東京都文京区大塚二丁目９番３号
株式会社イーピーミント
代表取締役社長　　安藤　秀高

４．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記２．「本株式交換の目的」に記載のとおり、イーピーエス及び当社においては、営業活動等において一定の協力関係にありましたが、急速な市場環境の変化に対応するためには、両社が持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な体制構築が必要と考え、平成26年８月にイーピーエスより本株式交換について当社に申し入れを行いました。その後の複数回にわたる協議・交渉の結果、イーピーエスによる当社の完全子会社化がグループとしての企業価値の更なる向上に有益であるとの結論に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

イーピーエスは、下記６．「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関として、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてＴＭＩ総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、イーピーエスからの本株式交換に関する提案を受けて、下記６．「公正性を担保するための措置」及び７．「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性とその他本株式交換の公正性を担保するため、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関として税理士法人朝日中央綜合事務所（以下「税理士法人朝日中央」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人朝日中央綜合法律事務所（以下「弁護士法人朝日中央」といいます。）をそれぞれ選定し、イーピーエスからの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

イーピーエスは、下記６．「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から平成26年10月９日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に協議・検討した結果、上記３．(2)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社は、イーピーエスからの本株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から交換比率に関する対案をイーピーエスに提示し、本株式交換比率の引き上げを行うための実質的な協議・交渉を行ったうえ、下記６．「公正性を担保するための措置」及び７．「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である税理士法人朝日中央から平成26年10月９日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである弁護士法人朝日中央からの助言及びイーピーエスと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている柳井省三氏から本日開催の取締役会において本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち取得した意見において本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではなく企業価値向上に資するものと判断する旨となっております。また、当社及びイーピーエスの両社の業績動向、株価動向及び財務状況等の要因も総合的に勘案して慎重に協議・検討した結果、本株式交換は当社の株主の皆様の利益に資するものであると判断し、本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

上述の算定結果、助言、意見等に加え、それぞれの業績動向、株価動向及び財務状況等の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、本日、本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

イーピーエスは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成26年10月９日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、みずほ証券は、イーピーエス及び当社の関連当事者には該当せず、イーピーエス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、イーピーエスについては、イーピーエスが東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成26年10月９日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成26年９月10日から平成26年10月９日まで）、３ヶ月間（平成26年７月10日から平成26年10月９日まで）及び６ヶ月間（平成26年４月10日から平成26年10月９日まで）の東京証券取引所市場第一部における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、当社については、当社が東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成26年10月９日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成26年９月10日から平成26年10月９日まで）、３ヶ月間（平成26年７月10日から平成26年10月９日まで）及び６ヶ月間（平成26年４月10日から平成26年10月９日まで）のＪＡＳＤＡＱにおける株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式１株に対するイーピーエスの普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.22～1.29
ＤＣＦ法	1.23～1.71

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成26年10月９日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

イーピーエスは、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関である税理士法人朝日中央を選定し、平成26年10月９日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、税理士法人朝日中央は、イーピーエス及び当社の関連当事者には該当せず、イーピーエス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

税理士法人朝日中央は、イーピーエス及び当社の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部又はＪＡＳＤＡＱに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法を採用いたしました。市場株価法では、平成26年10月９日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイーピーエスの普通株式及びＪＡＳＤＡＱにおける当社の普通株式のそれぞれの、算定基準日、直近１ヵ月間、直近３ヵ月間及び直近６ヵ月間の各取引所における株価終値単純平均値を基礎としております。ＤＣＦ法では、イーピーエスについて、イーピーエスが作成した平成27年９月期から平成29年９月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は5.37%～6.37%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.00%～0.53%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。他方、当社について、当社が作成した平成27年９月期から平成29年９月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は5.52%～6.52%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.00%～0.53%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、イーピーエス普通株式１株当たりの価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.223～1.293
ＤＣＦ法	1.184～1.669

税理士法人朝日中央は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。税理士法人朝日中央の株式交換比率の算定は、平成26年10月９日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

５．上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成27年１月１日（予定）をもって、イーピーエスは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は、ＪＡＳＤＡＱの上場廃止基準により、所定の手続を経て平成26年12月26日に上場廃止（最終売買日は平成26年12月25日）となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をＪＡＳＤＡＱにおいて取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日において当社の株主の皆様に割り当てられるイーピーエスの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主の皆様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。他方、本株式交換により、イーピーエスの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度又は平成26年12月19日開催予定のイーピーエスの定時株主総会において、会社法第194条第１項に基づく定款の変更の承認が得られることを前提条件として導入が予定されている買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの概要につきましては、上記３．(2)の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。なお、当社の普通株式については、最終売買日である平成26年12月25日（予定）までは、ＪＡＳＤＡＱにおいて、従来どおり取引することができます。

６．公正性を担保するための措置

イーピーエスはすでに当社の発行済株式総数の53.2%を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(1) 第三者算定機関からの算定書の取得

イーピーエスは、イーピーエス株主のために、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成26年10月９日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記４．(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、イーピーエスは、みずほ証券から、本株式交換の株式交換比率がイーピーエスの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、当社は、当社株主のために、イーピーエス及び当社から独立した第三者算定機関である税理士法人朝日中央を選定し、平成26年10月９日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記４．(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、税理士法人朝日中央から、本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(2) 独立した法律事務所からの助言

イーピーエスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、ＴＭＩ総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

なお、ＴＭＩ総合法律事務所は、イーピーエス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、弁護士法人朝日中央を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人朝日中央は、イーピーエス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

７．利益相反を回避するための措置

本株式交換に関して、当社は、イーピーエスが当社の総株主の議決権の53.2%を保有している支配株主であるため、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を講じております。

(1) 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

平成26年10月10日開催の当社の取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、当社の取締役のうちイーピーエスの代表取締役を兼任している田代伸郎氏を除く出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、すべての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式交換に関し、上記田代伸郎氏は、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議、一連の協議一切に参加しておりません。

(2) 当社における利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主であるイーピーエスと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている柳井省三氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼し、平成26年10月10日開催の取締役会において、本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、同氏より、本株式交換の目的、交渉過程の手続、対価の公正性及び当社の企業価値向上について検討した結果、本株式交換により当社がイーピーエスの完全子会社となることに伴い、より一層の効率化が図られ、迅速な意思決定に基づくグループ経営が実現し、更にグループシナジーの有効な活用により当社のＳＭＯ事業の拡大に繋がることから、本株式交

換の目的には、必要性及び相当性が認められること、当社がイーピーエスの完全子会社となる手続として株式交換を選択することについては、相当性が認められ、利益相反回避の措置もとられており、交渉過程の手続において、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、独立した第三者算定機関による算定結果の範囲内で株式交換比率を決定しており、対価においてもその公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、前述の事項を総合的に検討すれば、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではなく企業価値向上に資するものと判断する旨の意見を取得しております。

なお、当社は、上記の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである弁護士法人朝日中央より、法的な観点から、上記(1)及び(2)の方法をとることが妥当である旨の助言を得ております。

８．本株式交換による完全子会社化後の状況

	株式交換完全親会社
名称	イーピーエス株式会社
所在地	東京都新宿区津久戸町１番８号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長　　厳　浩 代表取締役社長　　田代　伸郎
事業内容	医薬品開発受託サービス
資本金	1,875百万円
決算期	９月30日
純資産	現時点では確定しておりません。
総資産	現時点では確定しておりません。

以　上